

～議会の運営と定例会の流れ～



Q 議会ってなに？

A 議会には、年4回（3月、6月、9月、12月）町長の招集により定期的に行われる定例会と、特に必要がある場合に開かれる臨時会があります。そのほかにも、審議の予備的審査、調査機関として、常任委員会を設置しています。また、議会の運営を円滑に行うための議会運営委員会があります。



招集告示

町長が議会を招集します。（開会日の3日前までに）

議会運営委員会

会期・議事日程及び議会の運営方針を協議します。

開会

議長が宣告をします。本会議・委員会を開くには、定数の半数以上の議員が出席する必要があります。

議案上程

町長または議員から議案が提出されます。

議案説明

議案提出者が議案の提出内容と理由を説明します。

質疑・答弁

議案に対する質疑を行い、提案者が答えます。

委員会付託

議案を詳細に審査するために、各委員会に付託します。

一般質問

議員が町政全般の施策等について質問します。

審査

委員会に付託された議案や、請願・陳情について執行部より詳しく説明を受けたり、質疑を行うなど審査し、賛成か反対かを決めます。

報告

各委員会での審査結果を報告します。

討論

議案について賛成・反対の意見を述べます。

採決

議員全員で、議案について賛成・反対かを決めます。

閉会

全ての議案の採決が終わると、議長が閉会を宣告します。

